

## ホームページ、裁判所時報、民集又は裁判集の仮名処理について

当事者を当事者以外の者と区別する仮名を使用する場合の基準は、次のとおりとする。

### 第1 上告、上告受理申立て事件について

- 1 当事者については、X、Y、Zを使用する。
  - (1) 当事者が複数でない場合、1審原告をX、1審被告をYとする。
  - (2) 当事者が複数の場合、原告X<sub>1</sub>、X<sub>2</sub>・・・X<sub>n</sub> というように、算用数字を付けて区別する。
  - (3) 当事者の地位は、1審で固定し、被告が上告人の場合でも、上告人をY、被上告人をXと表記する。
  - (4) 複数の事件が併合されている場合、原則として最初の事件の原告、被告に合わせてX、Yの符号を使用する。
  - (5) 独立当事者参加等による三面訴訟の場合には、第三グループの当事者の符号はZを使用する。
  - (6) 補助参加人等当事者以外の者は、X、Y、Zの符号によらず、2の例による。
  - (7) 抗告事件（許可抗告、特別抗告）は、原則として原々審の申立人をX、相手方をYとする。
- 2 1以外の者（当事者以外の者）は、A、B、C・・・による。
  - (1) 判決の主文以降の欄に出た順番に、機械的にA、B、C・・・していく。ただし、例外の余地を認める。
  - (2) A、B、Cについては、算用数字を付けて区別することはしない。
  - (3) 理由書にA、B、C・・・の略語が既に使用されているなど、A、B、Cを使用することが相当でない場合には、これに代えて、a、b、c・・・等を用いる。

3. 地名については、都道府県及び市郡まで（東京都特別区は区まで）を記載し、それより小さい行政区画及び地番等は、人名の符号と異なる適宜の符号を使用するか、又は「（住所省略）」と記載する。

## 第2 抗告事件について

1 民事執行事件、保全事件、破産事件、家事事件等のそれ自体が独立した手続となっている事件については、当初の申立て（原々審。原々審がない場合は原審での申立て）における申立人をX、相手方をYとする。当事者が複数の場合の取扱い等については第1の例による。

例 引渡命令	申立人X、相手方Y
債権差押命令	申立人X、相手方Y、第三債務者Z
仮処分	債権者X、相手方Y
破産手続開始の決定	申立人X
免責	申立人X
遺産分割	申立人X、相手方Y

（注） 別表第1審判事件については、申立人をXとし、利害関係参加人等はA・・・とする。

2 一つの手続内の付隨的申立て事件についても、その申立てを基準として、申立人をX、相手方をYとする。

ただし、参加事件については、1審原告をX、1審被告をYとし、参加人については、手続上当事者の地位を有する者についてはZを当て、補助参加等当事者の地位を有しないと解される者についてはA（必要であれば、B、C・・・）を当てる。

例 文書提出命令	申立人X、相手方Y
移送	申立人（被告）X、相手方（原告）Y
補助参加	申立人A、原告X、被告Y
売却許可決定	最高価買受申出人X

担保取消し

申立人X, 相手方Y

3 一連の訴訟手続の不服申立てに当たると解される手続については、2によらず、1の原則に従い、当初の申立ての申立人をX、相手方をYとする。

例 訴状却下命令

原告X

控訴状却下命令

原告X, 被告Y

受理申立て却下決定

原告X, 被告Y

(注) 保全異議（債権者X、債務者Y）等についても、これに準じる。